

令和5年度

包括外部監査結果に基づく措置

包括外部監査の結果に基づく措置について

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

浜松市監査委員

目 次

包括外部監査結果に基づく措置

幼児教育・保育事業に関する事務の執行について	3
防災及び危機管理に係る事務の執行について	12

包括外部監査指摘事項に伴う措置

監査実施年度 令和3年度（幼児教育・保育事業に関する事務の執行について）

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 1 私立保育所等助成事業① イ サテライト型小規模保育事業費助成事業の必要性について】</p> <p>当事業の目的は、「0～2歳児の受け皿確保として、既存の保育所、認定こども園、幼稚園による小規模保育事業所の開設を促進するとともに、連携支援コーディネーターの配置により小規模保育事業所を利用する児童の保育所等への円滑な接続を図るため」とあるが、令和3年4月1日現在、小規模保育事業所が63あるうち、平成31年4月1日に新規開設したものを補助対象事業者としているため2にとどまっている。</p> <p>事業の目的は理解できるものの、連携支援が常時必要であるとは考えにくく、補助上限の年額は、保育士の平均給与と比べ高額であること、もし連携支援コーディネーターの必要性が高いのであるならば、補助対象事業者を2つにとどめておくのは公平性を欠くことになるなどから、当事業の必要性について検討し、継続するか否かについて見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載70頁・担当課：幼児教育・保育課）</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>事業の効果として、連携支援コーディネーターの配置により小規模保育事業所を利用する児童が連携施設へ円滑に進むことに寄与しており、一定の効果はあると考えますが、事業継続の必要性について改めて検討した結果、常時の連携支援の必要性がないことや、補助対象事業者を平成31年4月1日に新規開設した事業者に限定しており、現在の補助対象事業者は1事業者であること等から、制度の終期である令和5年度をもって廃止することとします。</p>

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 4 私立幼稚園助成事業 ア 適切な事業の指標の設定について】</p> <p>事業シートにおける「主な事業活動・事業成果 指標」において、「補助対象団体への執行率」を掲げ、目標値 100%に対して実績値 100%となり、「指標の達成度は計画どおり、私立幼稚園における教育の振興や、私立幼稚園による子育て支援機能の充実を図ることができた。」としている。しかし、当該事業の目的は、「私立幼稚園等における教育の振興や、私立幼稚園等による子育て支援機能の充実を図る。」ことであって、「補助対象団体への執行率」は、その目的の達成を補助するための手段（補助金の交付）の実行率であり、事業の目的を果たしているかを図るための事業活動・事業成果の指標としては適切ではない。</p> <p>例えば、①私立幼稚園教育振興等事業費補助金事業であれば、私立幼稚園の教育環境・設備環境の満足度（教職員、保護者のアンケート）、教職員の資質水準（教職員自身の資質向上に関する意識調査、保護者のアンケート）等、②子育て支援事業業務委託事業であれば、参加者数（率）、満足度、③幼稚園型一時預かり事業であれば、利用者数、利用率等、事業の目的に照らし、支出とそれによって達成される効果がより明確に把握できる適切な指標を検討し、設定したうえで、事業評価していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 94 頁・担当課: 幼児教育・保育課）</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>教育環境の満足度及び職員の資質向上を目的として実施する私立幼稚園教育振興等事業費補助金事業の研修では、研修受講後のアンケート結果等を含む研修報告を提出させることにより、事業を適切に評価し、今後も実務に役立つ効果的な研修を行うことで子育て支援機能の充実を図ります。</p> <p>また、本事業において達成される効果がより明確に把握できるよう、令和4年度から、子育て支援事業への参加延べ人数を新たに事業シートの指標に追加しました。</p>

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 4 私立幼稚園助成事業 ウ 私立幼稚園教育振興等事業費補助金 交付額算定資料の誤りについて】</p> <p>私立幼稚園教育振興等事業費補助金を交付するにあたり、幼稚園から実績報告書の提出を受け、市が、補助金交付要綱の規定に基づいた算定資料により、交付額を決定している。当該算定資料の中で、幼稚園から提出された実績報告書に記載された決算額 2,340,000 円を転記すべきところ、予算額 2,550,000 円を転記しているものがあった。結果的に補助金交付額に誤りはなかったが、補助金交付額の算定に当たっては、誤りを防止するため、幼稚園から提出された実績報告書から転記しやすい算定資料のフォーマットの工夫や適切なチェック体制を整えることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 95 頁・担当課: 幼児教育・保育課）</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>交付額算定資料を作成するにあたり、確認体制を見直し、担当者のみではなく、副担当等複数のチェックを実施することにより、金額誤りの防止を図ることとしました。</p>

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 4 私立幼稚園助成事業 オ 子育て支援事業業務委託・私立幼稚園家庭教育推進イベント業務 委託事業完了報告書及び委託事業収支決算書の記載について】

本委託業務終了後に受託者から出された委託事業完了報告書において、事業内容は「親子ふれあい遊び等の製作とWEB配信」とあり、参加人数は「約10,000人」、事業の成果および意見要望等には、「コロナ感染拡大防止のため、会場に集まったイベントは開催できなかったが、WEBを使って親子で触れ合う遊びを紹介することができた。コロナ禍で家庭での過ごし方を提供するうえでも効果があったと思う。」との報告がなされている。

また、同時に提出された委託事業収支決算書において、支出の部の金額が、委託料である収入額と同額が記載されている。委託料の水準を考慮して支出項目を決定し業務を行っていることは合理性があるが、同額というのは考えにくく、委託料である収入額に合わせて作成されていることが考えられる。

業務委託契約書において、委託者（市）は、業務完了報告書等を受領したときは、当該契約書の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを検査し、検査に合格した場合には、業務委託料の支払いを行うとあり、受託者の業務の内容を検査する必要がある。

そのため、市は、委託事業が仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを確かめるために、委託事業完了報告書に記載される事業内容について仕様書等に定める内容等に照らして記載させる、参加人数はWEBであればアクセス数が明確になるためその数値を求めるべきであり、また、事業の成果においては、受託者の主観的なコメントではなく、参加者にアンケートを実施し、満足度・要望等を収集することで次のイベントの改善につなげるなど、委託事業完了報告書の記載の充実を求める必要がある。さらに、支出額の記載が、委託収支ゼロにすべく収入額と同額にするという暗黙のルールにより形骸化している場合には、委託業務の内容と規模を正確に把握することができず、適切な検査ができない虞があることから、支援委託事業収支決算書の記載を正確にさせるよう指導する必要がある。

(掲載95頁・担当課:幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度

委託事業完了報告書において、受託者の業務内容を適正に検査するために、仕様書等に定める内容等に照らして記載するように指導しました。

また、委託業務の内容と規模を正確に把握するため、イベント当日の入場者数を記載するなど委託事業完了報告書の内容を改善しました。あわせて、委託事業収支決算書についても収支ゼロにすることなく、マイナスであっても実際の支出額を記載するなど内容を改善しました。

なお、委託事業の成果は、委託事業完了報告書により検査することが適当と判断し、収支決算書については、今後、提出を不要とするよう検討してまいります。

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 4 私立幼稚園助成事業 カ 子育て支援事業業務委託・子育て支援事業業務 委託事業費収支決算書の記載について】

子育て支援事業業務委託・子育て支援事業業務は、子育て支援事業実施要項において「少子化や核家族化が急速に進展し、子育てに不安を持つ親が増加している中で、子育て支援の、より一層の充実が強く求められていることから、家庭教育に関する学習機会の充実や子育て支援を目的とした事業の実施に取り組むこととする。」と趣旨が定められているほか、委託内容及び事業の開催に必要な費目についても定められている。

当該委託事業は各私立幼稚園が実施することになるが、実施後に各園から提出される委託事業収支決算書が、全ての園で支出の部の金額の合計と委託料である収入額が同額になっている。実際の支出は、上述の必要な経費に記載のとおり多岐にわたり、消費税込みの金額もあることから、全ての園で委託料である収入額と同額であることは考えにくく、実際の支出額ではなく、委託料である収入額と同額となるように作成されていると考えられる。

業務委託契約書には、委託者（市）は、業務完了報告書等を受理したときは、当該契約書の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを検査し、検査に合格した場合には、業務委託料の支払いを行うとあり、受託者の業務の内容を検査する必要がある。

そのため、支出額の記載が、委託収支ゼロにすべく収入額と同額にするという暗黙のルールにより形骸化している場合には、委託業務の内容と規模を正確に把握することができず、適切な検査ができない虞があることから、支援委託事業収支決算書の記載を正確にさせるよう指導する必要がある。

(掲載 96 頁・担当課: 幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度

委託事業完了報告書において、受託者の業務内容を適正に検査するために、仕様書等に定める内容等に照らして記載するように指導しました。

また、委託業務の内容と規模を正確に把握するため、収支ゼロにすることなく、マイナスであっても実際の支出額を記載するなど委託事業収支決算書の内容を改善しました。

なお、委託事業の成果は、委託事業完了報告書により検査することが適当と判断し、収支決算書については、今後、提出を不要とするよう検討してまいります。

指摘事項**【第6 監査の結果（個別事項） 6 市立幼稚園運営事業 エ 園における現金管理について】**

ある幼稚園の現地視察をした際に現金を保管するキャビネット内を確認したところ、不明金が210円発見された。210円のうち100円は園児による拾得金、110円は数年前に職員の親睦会の廃止に伴う余剰金の可能性があるとのことであるが、過去のことであり詳細は不明である。

また、他の課による定期監査等において現金関係の確認は実施しているものの、幼児教育・保育課は実施していないとのことである。物品検査で園に訪問する際に、貴重品を保管する金庫や鍵付きキャビネット内の実査を実施すべきである。

(掲載 105 頁・担当課:幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度	会計課が行う出納事務検査に加え、令和4年度から幼児教育・保育課による物品検査の際に、現金管理に関する聞き取り調査を実施するとともに、現金や貴重品を管理する金庫等を確認することにしました。
-------	---

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 6 市立幼稚園運営事業 カ 市立幼稚園の園庭の無償貸付について】

市立幼稚園の園庭を、地域の自治会に対して無償で貸付をしている事例がある。園庭は行政財産に該当し、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」（浜松市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条、第4条の2）目的であれば、無償又は時価よりも低い価額で貸付けることができるとされている。この場合、借主は行政財産使用許可申請書（浜松市公有財産管理規則第9条）を提出し、市は当該申請に係る行政財産の使用を許可するか否かの決定をするものとされている（行政財産の使用許可に関する事務処理要領 第3条、第4条）。

本事例に関しては、行政財産使用許可申請の提出はされておらず、幼稚園開園当時から地域の自治会が集会目的又は子どもの遊び場として使用してきたという経緯があるようであるが、詳細な経緯は明らかではない。また、使用範囲も明確ではなく遊具や水道等の備品も使用されているとのことである。仮に当該園庭内で事故が発生した場合には、市の管理責任が問題となる可能性も大いにあり得ると考えられる。

地域密着の園ということからは認められるべき事例であると考えられるが、一方では定められた手続きを経ずに例外を認めてしまっていることも事実である。慣例的に認めてきた事実には流されることなく、定められた手続きを経て園庭の使用を許可するか否かの判断を実施する必要がある。

(掲載 106 頁・担当課: 幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度	<p>地域の自治会等が園庭を目的外使用していた園においては、令和4年度から相手方から行政財産使用許可申請書を毎年度提出していただき、審査のうえ、適正と判断した場合には許可することにしました。併せて申請書の提出の際には、園庭利用に関するルールについて、申請者と園で確認することとしています。</p> <p>なお、他園において同様の事例がないか確認するため、令和4年度に全市立幼稚園を対象に調査を行いました。同様の事例はありませんでした。</p>
-------	---

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 9 市立幼稚園管理事業 ウ 幼稚園施設の施設点検について】

各幼稚園の施設・設備に関して、不具合が生じている案件の把握や施設の安全点検として、「12条点検（委託による法定点検）（年1回）」、「施設パトロール、補修調べ（年1回）」、「園で実施する施設点検（毎月）」を実施している。

幼稚園の現地視察をした際に、雑庫の鍵が破損している事例が発見された。当該雑庫は中で園舎とつながっていないが、防犯上非常に大きな問題があるため即座に修繕し、扉の修繕は完了した。

当該園においても施設点検は毎月実施されており、鍵の破損について園では把握していた。しかし、点検で使用するチェックリストには鍵の破損について記載はされておらず、幼児教育・保育課へ報告もされていなかった。応急処置で対応できた、園児が直接活動する場所ではないという理由で園では特段問題にしなかったようであるが、速やかに修繕すべきであった。

(掲載 123 頁・担当課:幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度	施設管理を担当する職員による施設点検などの際、園長に施設の不備等について聞き取りを行い、併せて、園における点検が適切に行われていたかについて確認します。 また、施設に異常がある場合には、速やかに修繕等を行うよう努めています。
-------	---

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 11 市立幼稚園教職員管理事業 ウ 指標の見直しについて①】

事業の指標の一つに「園内外職員研修の参加延人数」がある。当事業は幼稚園教諭が業務を遂行するために必要な費用を支出する事業であることから、指標として研修項目を取り上げることは適正である。

しかし、通常、幼稚園教諭はその専門性から年に一度は必修の研修を受講することが想定されており、指標となっている参加人数の目標と実績の乖離は幼稚園教諭総数の変動や、やむを得ない事情で研修に参加できなかった例外的事象によって影響されている。つまり、幼稚園教諭が研修に参加しているか否かは当事業の活動に影響を与えておらず目標指標として適切とは言えない。これは目標の参加人数が将来に向けて据え置きとなっていることや、「ア 研修制度の見直しについて」で示したように、出張・旅費にかかる経費が使用されなかったにも関わらず研修参加人数は大きく変動していないことから現れている。

事業シートに記載されているとおり、研修に係る負担金や旅費を支出する目的は、幼稚園教諭の資質向上を図ることなのだから、研修参加により達成されるであろう幼稚園教諭の資質向上がより明確に把握できるような仕組みを検討し、幼稚園教諭の資質向上を測定するうえで有用な指標を検討すべきである。

(掲載 132 頁・担当課:幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度	令和5年度から研修参加後に実施するアンケートにおいて、職員の満足度を集計することによって、より実務に役立つ効果的な研修を目指していくこととし、新たに研修の満足度を指標として設定しました。
-------	---

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 11 市立幼稚園教職員管理事業 エ 指標の見直しについて②】

事業の指標の一つに「障がい児在籍学級キッズサポーターの配置数」がある。キッズサポーターとは幼稚園教諭を補助する職員のことである。

現状、障がい児在籍学級キッズサポーターの配置数の目標数が毎年据え置きとなっており、意味をなしていない。キッズサポーターの人数は、その時々に応じて変動するものであり、必要だからと言ってすぐに雇用できる性質のものではないことから、人数によって正確な目標値を定めるのは困難である。また、今後数年にわたって、障がい児が何人入園するかを予想することは不可能であるため、何人のキッズサポーターを置くことが理想なのか設定することはできない。

当該事業の目標は、各市立幼稚園で必要となる人員分のキッズサポーターを適切に配置することではないかと考えるので、事業の指標は、「障がい児在籍学級キッズサポーターの配置率」とし、配置率 100% を目標とすべきである。

(掲載 133 頁・担当課:幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度

この事業の目標は、各市立幼稚園で必要となる人員分のキッズサポーターを適切に配置することであるため、令和5年度から、事業の指標を「障がい児在籍学級キッズサポーターの配置率」とし、配置率 100% を目標としました。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 55 効果的なライフライン情報の収集・提供の確立 ア ライフライン情報収集手段の早期確立について】</p> <p>本施策は、インフラ系一般事業会社等で構成される指定地方公共機関に対して、地域防災無線を配布・設置するものであり、災害発生時にライフライン情報を適時に入手し災害対応を円滑に実施することを目的としている。選定された8社のうち2社（以下、それぞれ「A社」、「B社」という。）について、配布が完了していないため、目標指標の実績率は75%となっている。配布が完了していない理由を市の担当者に質問したところ、以下の回答が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社は中山間地に所在しており、防災無線の電波が届かないことが判明し計画が頓挫した。 ・ B社に対しては他社と同時期に配布・設置の依頼を実施していると考えられるが、未設置となっている理由は不明である。 <p>A社に関しては、衛星携帯電話を配布するなどの代替措置を検討し実行すべきである。B社に関しては、まずは配布に至らなかった経緯を明確にしたうえで、配布・設置への協議を進めるべきである。なお、既配布先6社については平成25年に設置が完了している。未配布先2社については、施策の完了に向けた努力が不十分と認められるため、早急に対応を進めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 107 頁・担当課:危機管理課）</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>災害発生時にはライフライン情報を適時に入手する必要があることから、配布が完了していない2社について、配布に至らなかった経緯や現在の状況を確認し、A社には衛星携帯電話、B社には地域防災無線を貸与いたしました。</p> <p>引き続き、防災上重要な役割を担う関係機関との通信確保に努めてまいります。</p>